

# 豊洲市場整備に関する 懲戒処分について

## <処分に該当する行為>

- ① 豊洲新市場整備方針に反する内容について必要な手続を踏まずに決定したこと
- ② 都議会における答弁等、事実と異なる説明を行ったこと

⇒ 地方公務員法に基づき懲戒処分を実施

## <処分の判断基準>

- 職責
- 必要な措置をせず地下空間を造成した責任
- 議会等への説明責任
- 環境影響評価の手続違反

## 懲戒処分の内容

市場長	6ヶ月間 減給 1 / 5
	～ 3ヶ月間 減給 1 / 5
部長級職員	6ヶ月間 減給 1 / 5
	～ 1ヶ月間 減給 1 / 10

# 懲戒処分全体の全体像

量定	減給 1/5 6ヶ月間	減給 1/5 3ヶ月間	減給 1/5 2ヶ月間	減給 1/5 1ヶ月間	減給 1/10 1ヶ月間	計
現役職員	1	2	2	3	4	12
退職者	4	0	1	1	0	6
計	5	2	3	4	4	18

# 給与減額の内容

知 事

給与減額  
3ヶ月間 1/5